

宿 泊 約 款

【本約款の適用】

- 第一条 当ホテルの締結する宿泊約款およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は慣習によるものとする。
2. 当ホテルは、前項の規定に関わらず、この約款の趣旨、法令及び慣例に反しない範囲で特約に応ずることができる。

【宿泊引受の拒否】

第二条 当ホテルは、次の場合には宿泊の引受をお断りすることができる。

- (1) 宿泊の申し込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であることが明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
- (7) 宿泊しようとする者が宿泊者以外を客室に連れこむ行為またはその意思が認められるとき。
- (8) 宿泊しようとする者が泥酔等で、他の宿泊者に迷惑を及ぼす言動があるとき。
- (9) 宿泊しようとする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という。）であるとき。
- (10) 宿泊しようとする者が暴力団または暴力団が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
- (11) 宿泊しようとする者が法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者のあるとき。
- (12) 宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (13) 宿泊しようとする者が当ホテルもしくはその従業員に対し、暴力的欲求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求したとき。

【氏名等の明告】

- 第三条 当ホテルは、宿泊日に先立つ宿泊の申込み（以下「宿泊予約の申込み」という。）を引き受けた場合には期限を定めて、その宿泊予約の申込者に対して次の事項の明告を求める。
- (1) 宿泊者の氏名、性別、国籍及び職業、滞在元、滞在先。
 - (2) その他、当ホテルが必要と認めた事項。

【予約金】

- 第四条 当ホテルは、宿泊予約の申込みを引き受けた場合には期限を定めて、宿泊期間（宿泊期間が3日を超える場合は3日間）の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがある。
2. 前項の予約金は、次項の定める場合に該当するときは同条の違約金に充当し、残額があれば返還する。

【予約の解消】

- 第五条 当ホテルは、宿泊予約の申込者が宿泊予約の全部又は一部を解消した時には別表、違約金申受規定により違約金を申し受ける。但し、団体客(有料宿泊者15名以上のものをいう。以下同じ)の宿泊予約解除があった場合には、宿泊日の10日前の日(その日より後に当ホテルが宿泊予約の申込を引き受けた場合は、その引き受けをした日)における宿泊人数の10%に当たる人数(端数が出た場合は切り上げる)までについては、この限りではない。
- (1) 一般客
 - イ 宿泊日の前日に解除した場合
宿泊者1名につきその宿泊第1日目の宿泊料金の50%
 - ロ 宿泊当日に解除した場合
宿泊者1名につきその宿泊第1日目の宿泊料金の100%
 - (2) 団体客
 - イ 宿泊日の9日前から宿泊日の2日前までに解除した場合
宿泊者1名につきその宿泊第1日目の宿泊料金の30%
 - ロ 宿泊日の前日に解除した場合

- ハ 宿泊当日に解除した場合
宿泊者1名につきその宿泊第1日目の宿泊料金の100%
2. 当ホテルは、宿泊者が連絡しないで宿泊日当日の午後8時（予め到着時刻を確認済の場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者によって解除されたものとみなし処理することがある。
3. 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしないで到着しなかった理由が列車、航空機など公共の運輸機関の不着または遅延その他宿泊者の責に帰さないものであることが証明されたときには、第1項の違約金はいただかない。

【ホテルでの予約解消】

- 第六条 当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができる。
- (1) 第二条第3号から第13号までに該当することとなったとき。
 - (2) 第三条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。
 - (3) 第四条第1号の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。
2. 当ホテルは、前項の規定により宿泊予約を解除したときはその予約について既に收受した予約金があれば返還する。

【宿泊の登録】

- 第七条 宿泊者は宿泊日当日にホテルフロントにおいて、次の事項を「宿泊者カード」に記載登録することとする。
- (1) 第三条第1号の事項。
 - (2) 外国人にあつては、旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日。
 - (3) 出発予定日及び予定時刻。
 - (4) その他、当ホテルが必要と認めた事項。

【チェックアウトタイム】

- 第八条 宿泊者が当ホテルの客室を退出する時刻(チェックアウトタイム)は、午前11時までとする。
2. 当ホテルは、前項の規定に関わらず、チェックアウトタイムを超えて客室の使用に不応する場合がある。この場合において、次に掲げる通り追加料金を申し受ける。
- (1) 最大午後1時まで 室料の25%
 - (2) 午後1時以降当該客室料金の1泊分

【料金の支払】

- 第九条 料金の支払いは、日本円又は当ホテルが認めたクレジットカードにより、宿泊者到着の際又は、当ホテルが請求したときに当ホテルフロントにおいて行なうこととする。
2. 宿泊者が客室の使用を開始した後、任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受ける。

【利用規則の順守】

- 第十条 宿泊者は、当ホテル内において当ホテルが定めて当ホテル内に掲示した利用規則に従うものとする。

【宿泊継続の拒否】

- 第十一条 当ホテルは、引き受けた宿泊期間中であっても次の場合、宿泊の継続を断ることができる。
- (1) 第二条第3号から第13号までに該当したとき。
 - (2) 前項の利用規則に従わないとき。

【宿泊の責任】

- 第十二条 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントにおいての宿泊の登録を行なったとき又は客室に入ったときのいずれか早い時期に始まり、宿泊者がチェックアウトしたときに終了する。
2. 当ホテルの責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一又は類似の条件によるほかの宿泊施設を斡旋する。この場合には、客室の提供ができなくなった期間の宿泊料金はいただかない。